



地域安全対策ニュース

愛知県警察本部
生活安全総務課

連続発生

現金を送付させる架空請求詐欺

～何百万もの被害が発生しています!!～

1. きっかけは・・・

「あなただけにある権利を譲ってほしい」
などの話

犯人は、架空の会社などのかたつて、被害者に電話で「あなただけにある株を購入する権利を譲ってほしい」などと話をもちかけ、

「名義貸しは犯罪だ。あなたは逮捕される。」

「このままでは裁判になる。」

などと脅し、解決するために現金を要求してきます。

有料サイト未納料金の請求

犯人は、被害者にメールなどで「有料サイトの未納料金」を請求し、電子マネーを購入させて支払いさせ、一度支払いに応じてしまうと、

「他にも未納料金が残っていて、訴訟が起

こされている。」

などと脅し、解決するために現金を要求してきます。

犯人は、**普通郵便、宅配便等の方法で、現金を指定の場所に送付するよう指示**します。

2. 現金の送付がバレないようにするため犯人はこんな指示もします。

現金の包装方法

「段ボール」や「紙箱」に入れて、
ガムテープで隙間を貼るように。

伝票の「品名」欄の記載

「石鹸」「タオル」「お菓子」「置物」「衣類」
「雑貨」「本」「お茶」等と記載するように。

《注意》 現金は書留の郵便物としなければ、送付することはできません。
送付手続きには、コンビニや配送業者が利用されています。

3. 被害に遭わないためには？

★「現金を宅配便等で送れ」は詐欺！絶対に**送らない**！

★ 一人で抱え込まずに、必ず**誰かに相談**してください！